

令和5年度第11回銚子市農業委員会会議録

1 日 時 令和6年1月12日（金）午後3時00分

2 場 所 銚子市役所2階会議室

3 議 題

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請処理について

議案第2号 農地法第5条の規定による農地転用計画変更承認申請処理について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請処理について

議案第4号 農用地利用集積計画について

4 出席者（在任委員26名中23名）内農業委員出席14名

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	坂尾 清志	2	欠 席	3	平津 清
4	加瀬 芳枝	5	藤ヶ崎 勘兵衛	6	信太 庄一郎
7	高橋 律子	8	宮内 弘	9	加瀬 佳二
10	山口 雅明	11	唐津 茂雄	12	山口 昭彦
13	木内 和夫	14	高木 伸行	15	島崎 隆
16	岩瀬 定雄	17	嶋田 正明	18	野口 英夫
19	向後 繁範	20	多田 秀一	21	関根 弘幸
22	鈴木 正明	23	石毛 清	24	宮内 春雄
25	早船 徳治	26	宮内 一郎		

5 欠席者 議席番号 2番加瀬 明委員

6 事務局出席者（4名）

事務局長	榊原 晴彦	主 査	佐藤 誠之
主任主事	寺井 大智	主 事	鈴木 江美

7 会議の概要

	午後3時00分開会
議 長	それではただいまより、令和5年度第11回銚子市農業委員会総会を開会いたします。本日の欠席者は、議席番号2番加瀬 明委員の1名です。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数の出席がありますので、本総会は成立いたします。

会議に先立ちまして、先例にならない議事録署名人2名を議長が指名することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

全員異議なしと認めまして、私の方から指名いたします。

議席番号14番 高木 伸行委員

議席番号15番 島崎 隆委員 このお二人に議事録署名人

をお願いいたします。議事に入る前に、各委員にお願いがあります。

農業委員会等に関する法律第31条第1項で「委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」と規定されておりますので、該当議案につきましては、議事進行前に退席くださるようお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第1号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

(事務局朗読)

議長

事務局の朗読が終わりました。

順位1番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第1号の1

〇〇委員

それでは、順位1番についてご説明申し上げます。本件は、農地法第3条の規定による贈与による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は長塚町4丁目4371番、登記簿地目畑、現況畑、地積2,990㎡外1筆合計地積4,300㎡です。申請地は、農振農用地区域内にあり、現地調査をしたところ、場所は、国道356号線を東庄方面に向かい、長塚町銚子西中の信号を左折し、七ツ池の坂を登り100m進み左折し80m進んだ右側外です。現在はキャベツの作付けがされていました。本件の申請理由につきましては、譲渡人は、高齢のため、農業経営を主としてやっている譲受人へ譲り渡します。譲受人は、譲渡人の希望により、農業経営をしているので譲ってもらいます。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得

後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位2番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第1号の2

〇〇委員

それでは、順位2番についてご説明申し上げます。本件は、農地法第3条の規定による売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、本件の譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇市〇〇〇〇です。申請の地番、地積は塚本町97番、登記簿地目田、現況田、地積548㎡外4筆合計地積6,103㎡です。申請地は、一部農振農用地区域内にあり、一部農業振興地域内の農用地区域外にあり、現地調査をしたところ、場所は、国道356号線を東庄方面に向かい利根かもめ大橋の西側大橋西側の信号から150m先を左折した左側外です。現在は耕作されていませんでした。本件の申請理由につきましては、譲渡人は、農業経営をしておらず、遠方に住んでいるため譲り渡したいものです。譲受人は、経営規模拡大のためです。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

	(なし)
議 長	ご意見等が無いようですので、採決いたします。 本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。
	(〇〇委員退席)
議 長	順位 3 番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。
	議案第 1 号の 3
〇〇委員	それでは、順位 3 番についてご説明申し上げます。本件は、農地法第 3 条の規定による売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇市〇〇〇〇です。申請の地番、地積は小長町 7 9 9 番 4、登記簿地目田、現況田、地積 9 2 m²です。申請地は、農業振興地域内の農用地区域外にあり、現地調査をしたところ、場所は、県道銚子海上線を旭方面に向かい、小長町青年館から 4 5 0 m 直進し Y 字路を右に入り 7 0 m 進んだら右折し、5 0 m 先家の手前を左折し 2 5 m 下ったところです。現在は耕作されていませんでした。本件の申請理由につきましては、譲渡人は、高齢で居住地が県外であり、耕作することができないためです。譲受人は、耕作面積を拡大することを考えていたためです。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。
議 長	担当委員の説明が終わりました。 ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。
	(なし)
議 長	ご意見等が無いようですので、採決いたします。 本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

(〇〇委員着席)

議 長

議案第 2 号と議案第 3 号は関連がありますので一括議題といたします。
事務局に朗読を願います。

(事務局朗読)

議 長

事務局の朗読が終わりました。

議案第 2 号順位 1 番と議案第 3 号順位 1 番について関連がありますので一括審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第 2 号の 1・議案第 3 号の 1

〇〇委員

それでは、議案第 2 号順位 1 番と議案第 3 号順位 1 番については関連がありますので一括してご説明申し上げます。まず、議案第 2 号順位 1 番についてご説明いたします。本件は、農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更承認申請です。当初の計画者は、〇〇町〇〇〇〇、申請の地番地積は、柴崎町 2 丁目 4 5 5 番 4、登記簿地目田、現況田、地積 1 6 5 m²です。当初の計画は、専用住宅を建てる予定で申請地を購入しましたが、仕事が忙しかったのもあり延び延びにできてしまいました。その間両親も体調を崩し介護などもあり、現在までそのままになってしまいました。承継計画につきましては、議案第 3 号順位 1 番と同一ですから、そちらで説明いたします。

次に議案第 3 号順位 1 番についてご説明申し上げます。本件は、農地法第 5 条の規定による転用を伴う売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は柴崎町 2 丁目 4 5 5 番 4、登記簿地目田、現況田、地積 1 6 5 m²です。申請の用途は、駐車場 3 台及び倉庫用地です。申請地の場所は、国道 3 5 6 号線を東庄方面に向かい、松岸町セブンイレブン銚子松岸店を左折し 2 5 0 m 進み、吉野クリニック第 2 駐車場を右折し 4 0 0 m 進んだ右側です。現在は、耕作はされていませんでした。

農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されなく、農地の広がりから第 1 種農地と判断します。転用計画につきましては、駐車場 3 台 6 0 m²・倉庫 1 棟 1 0 . 0 7 m²です。工期としては令和 6 年 3 月 1 日から令和 6 年 4 月 4 0 日での予定です。事業に係る資金としては、家族から

の貸付証明書と銀行の残高証明書が添付されております。汚水・雑排水については、排出しません。雨水は、自然浸透です。隣接農地の耕作者はありませんので、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。なお、本申請地については、第1種農地ではありますが、日常生活上必要な施設であり、集落に接続して設置されることから、例外的に許可するを相当と思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

議案第3号順位2番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第3号の2

〇〇委員

それでは、順位2番についてご説明いたします。本件は農地法第5条の規定による転用を伴う売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇です。譲渡人は〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は、愛宕町3045番、登記簿地目畑、現況畑、地積363㎡です。申請の用途は、専用住宅用地です。申請地の場所は、県道外川港線を後飯町方面に進み、愛宕町郵便局のところを右折し50m進み、左折し50m進んだ左側です。現地調査を行ったところ、現在は、耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については近隣商業地域に指定されており、第3種農地と判断します。転用計画につきましては、専用住宅1棟建築面積124.62㎡で、工期としては令和6年2月25日から令和6年5月25日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の融資証明書が添付されております。雑排水については、汚水、雑排水は公共下水道へ排出します。雨水は、地下浸透です。隣接農地はありませんので、周

辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。始末書が添付されていますので読み上げます。始末書 私は、今般農地転用するべく申請いたしましたが、当該地は以前亡くなった親族が所有していたころに砕石敷設等を行い、近隣住民向けの貸駐車場として使用していた時期がありました。この行為は、農地法に違反した行為であり真にもうしわけありません。今後はこのような行為は致しません。何卒寛大なご処置をいただきたくここに本始末書を差し入れます。申請人 ○○○○。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位 3 番と 4 番は関連がありますので一括審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第 3 号の 3・4

○○委員

それでは、順位 3 番と順位 4 番は関連がありますので一括してご説明いたします。本件は農地法第 5 条の規定による転用を伴う売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、○○県○○市株式会社○○○○代表取締役○○○○です。譲渡人は○○町○○○○外 1 名です。申請の地番、地積は、正明寺町 1 2 4 4 番 2、登記簿地目田、現況田、地積 4 6 6 m²外 1 筆合計地積 1, 2 4 9 m²です。申請の用途は、太陽光発電施設用地です。申請地の場所は、猿田駅の東、白石取水場の踏切を渡り中島方面に向かい、4 5 0 m 進んだ右側です。現地調査を行ったところ、現在は、耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく第 2 種農地と判断します。転用計画につきましては、太陽光発電パネル 1 0 8 枚・パワコン 1 台を設置する予定で、工期としては令和 6 年

2月20日から令和6年3月20日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、汚水、雑排水は発生しません。雨水は、自然浸透です。隣接農地の耕作者にも事業の説明をし了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位5番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第3号の5

〇〇委員

それでは、順位5番についてご説明いたします。本件は農地法第5条の規定による転用を伴う売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、本件の譲受人は、〇〇県〇〇市株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇です。譲渡人は〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は、小船木町1丁目332番、登記簿地目田、現況田、地積347㎡外1筆合計地積942㎡です。申請の用途は、太陽光発電施設用地です。申請地の場所は、国道356号線を東庄方面に向かい、かもめ大橋のところを左折し80m位進み、一つ目の角を左折し、50m進んだ右側です。現地調査を行ったところ、現在は、耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく第2種農地と判断します。転用計画につきましては、太陽光発電パネル108枚・パワコン1台を設置する予定で、工期としては令和6年2月20日から令和6年3月20日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、汚水、雑排水は発生しません。雨水は、自

然浸透です。隣接農地はありませんので、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位 6 番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第 3 号の 6

〇〇委員

それでは、順位 6 番についてご説明いたします。本件は農地法第 5 条の規定による転用を伴う売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇市〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は、四日市場町 1 8 3 番 1、登記簿地目田、現況田、地積 5 4 7 m²外 1 筆合計地積 7 8 4 m²です。申請の用途は、共同住宅用地です。申請地の場所は、国道 3 5 6 号線を東庄方面に向かい四日市場町セイミヤのところの信号を右折し、2 0 m 先の右側です。現在は耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については第 1 種住居地域に指定されており第 3 種農地と判断します。転用計画につきましては、共同住宅 1 棟 2 3 6 . 3 0 m²、工期としては令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 9 月 3 0 日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の融資見込証明が添付されています。汚水雑排水は合併浄化槽により浄化した後、既設市道側溝に放流します。雨水は、敷地内浸透枳より市道側溝へ放流します。隣接農地の耕作者にも事業の説明を了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長	担当委員の説明が終わりました。 ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。 (なし)
議 長	ご意見等が無いようですので、採決いたします。 本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。 (挙手全員)
議 長	挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。 順位 7 番と 8 番は関連がありますので一括審議いたします。担当委員に説明をお願いします。 議案第 3 号の 7・8
〇〇委員	それでは、順位 7 番と順位 8 番は関連がありますので一括してご説明いたします。本件は農地法第 5 条の規定による転用を伴う売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇県〇〇市株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇です。譲渡人は〇〇町〇〇〇〇外 1 名です。申請の地番、地積は、四日市場町 4 5 9 番 1、登記簿地目田、現況田、地積 4 4 3 m²外 1 筆合計地積 9 2 1 m²です。申請の用途は、太陽光発電施設用地です。申請地の場所は、国道 3 5 6 号線を東庄方面に向かい四日市場町スバル千葉東総の信号から 2 0 0 m 進み左折し、3 0 0 m 進んだ左側です。現地調査を行ったところ、現在は、耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく第 2 種農地と判断します。転用計画につきましては、太陽光発電パネル 1 6 8 枚・パワコン 1 台を設置する予定で、工期としては令和 6 年 2 月 2 0 日から令和 6 年 3 月 2 0 日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、汚水、雑排水は発生しません。雨水は、自然浸透です。隣接農地の耕作者にも事業の説明を了了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。
議 長	担当委員の説明が終わりました。 ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

	(なし)
議 長	ご意見等が無いようですので、採決いたします。 本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。 順位 9 番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。
	議案第 3 号の 9
〇〇委員	それでは、順位 9 番についてご説明いたします。本件は農地法第 5 条の規定による転用を伴う売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇県〇〇市株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇です。譲渡人は〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は、岡野台町 3 丁目 8 6 6 番 1、登記簿地目田、現況田、地積 7 0 4 ㎡です。申請の用途は、太陽光発電施設用地です。申請地の場所は、国道 3 5 6 号線を東庄方面に向かい、芦崎町高齢者憩いセンターのところを三門方面に向かい J R 総武本線のガードをくぐった右側です。現地調査を行ったところ、現在は、耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく第 2 種農地と判断します。転用計画につきましては、太陽光発電パネル 1 0 8 枚・パワコン 1 台を設置する予定で、工期としては令和 6 年 2 月 2 0 日から令和 6 年 3 月 2 0 日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、汚水、雑排水は発生しません。雨水は、自然浸透です。隣接農地の耕作者にも事業の説明をし了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。
議 長	担当委員の説明が終わりました。 ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。
	(なし)
議 長	ご意見等が無いようですので、採決いたします。 本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位１０番と１１番は関連がありますので一括審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第３号の１０・１１

〇〇委員

それでは、順位１０番と順位１１番は関連がありますので一括してご説明いたします。本件は農地法第５条の規定による転用を伴う売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、東京都〇〇区株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇です。譲渡人は〇〇町〇〇〇〇外１名です。申請の地番、地積は、四日市場町４６３番、登記簿地目田、現況田、地積８０９㎡外３筆合計地積２，４９７㎡です。申請の用途は、太陽光発電施設用地です。申請地の場所は、国道３５６号線を東庄方面に向かい四日市場町スバル千葉東総の信号から２００ｍ進み左折し、三宅川を左に入り３０ｍ進んだ右側です。現地調査を行ったところ、現在は、耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく第２種農地と判断します。転用計画につきましては、太陽光発電パネル４６４枚・パワコン５台を設置する予定で、工期としては令和６年２月１００日から令和６年３月２０日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、汚水、雑排水は発生しません。雨水は、自然浸透です。隣接農地の耕作者にも事業の説明をし了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思っておりますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長	挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。 順位 1 2 番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。 議案第 3 号の 1 2
〇〇委員	それでは、順位 1 2 番についてご説明いたします。本件は農地法第 5 条の規定による転用を伴う売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇 代表役員〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇市〇〇区〇〇〇〇です。申請の地番、地積は小船木町 1 丁目 7 - 2、登記簿地目畑、現況畑、地積 2 0 4 ㎡です。申請の用途は、駐車場 6 台用地です。申請地の場所は、県道銚子旭線を猿田方面に向かい、小船木町東光寺の先椎柴駐在所から南へ 2 0 m のところです。現在はパイプハウスの中で大根の作付けがされていました。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく第 2 種農地と判断します。転用計画につきましては、1 台当たり 1 5 ㎡× 6 台で、工期としては令和 6 年 3 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 0 日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、汚水、雑排水は発生しません。雨水は、自然浸透です。隣接農地の耕作者にも事業の説明をし了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。
議 長	担当委員の説明が終わりました。 ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。 (なし)
議 長	ご意見等が無いようですので、採決いたします。 本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。 (挙手多数)
議 長	挙手多数でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。 順位 1 3 番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。 議案第 3 号の 1 3
〇〇委員	それでは、順位 1 3 番についてご説明いたします。本件は農地法第 5 条の規定による転用を伴う所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇県

〇〇市株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇です。譲渡人は〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は、野尻町５５０番、登記簿地目田、現況田、地積６２８㎡です。申請の用途は、太陽光発電施設用地です。申請地の場所は、国道３５６号線を東庄方面に向かい、ＪＲ成田線椎柴駅の西側の野尻踏切を渡り６０ｍ先の右側です。現地調査を行ったところ、現在は、耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく、ＪＲ椎柴駅から３００ｍ以内のため第３種農地と判断します。転用計画につきましては、太陽光発電パネル１０８枚・パワコン１台を設置する予定で、工期としては令和６年２月２０日から令和６年３月２０日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、汚水、雑排水は発生しません。雨水は、自然浸透です。隣接農地の耕作者にも事業の説明を了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位１４番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第３号の１４

〇〇委員

それでは、順位１４番についてご説明いたします。本件は農地法第５条の規定による転用を伴う所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇県〇〇市株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇です。譲渡人は〇〇町〇〇〇〇〇です。申請の地番、地積は、柴崎町１丁目４００番１、登記簿地目田、現況田、地積９９１㎡です。申請の用途は、太陽光発電施設用地です。申請地の場所は、国道３５６号線を東庄方面に向かい、柴崎の信号を左折し

県道飯岡松岸停車場線を三宅方面に向かい、ＪＲ成田線の踏切の手前を左折し、３００ｍ進んだ右側です。現地調査を行ったところ、現在は、耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については第１種住居地域に指定されており第３種農地と判断します。転用計画につきましては、太陽光発電パネル１６８枚・パワコン１台を設置する予定で、工期としては令和６年許可日から令和６年７月３１日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、汚水、雑排水は発生しません。雨水は、自然浸透です。隣接農地はありませんので、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位１５番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第３号の１５

〇〇委員

それでは、順位１５番についてご説明いたします。本件は農地法第５条の規定による転用を伴う売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇県〇〇市株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇です。譲渡人は〇〇町〇〇〇〇外１名です。申請の地番、地積は、高田町２丁目７５７番１、登記簿地目田、現況田、地積７０７㎡外１筆合計地積１，３４１㎡です。申請の用途は、太陽光発電施設用地です。申請地の場所は、国道３５６号線バイパスの手前を左折し１２０ｍ先の左側です。現地調査を行ったところ、現在は、耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく第２種農地と判断します。転用計画につ

きましては、太陽光発電パネル192枚・パワコン1式を設置する予定で、工期としては許可日から令和6年7月31日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、汚水、雑排水は発生しません。雨水は、自然浸透です。隣接農地の耕作者にも事業の説明をし了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位16番と17番は関連がありますので一括審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第3号の16・17

〇〇委員

それでは、順位16番と順位17番は関連がありますので一括してご説明いたします。本件は農地法第5条の規定による転用を伴う売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇県〇〇市株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇です。譲渡人は〇〇町〇〇〇〇外1名です。申請の地番、地積は、岡野台町3丁目873番1、登記簿地目田、現況田、地積393㎡外1筆合計地積1,170㎡です。申請の用途は、太陽光発電施設用地です。申請地の場所は、順位9番の西に15m先です。現地調査を行ったところ、現在は、耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく第2種農地と判断します。転用計画につきましては、太陽光発電パネル144枚・パワコン1式を設置する予定で、工期としては許可日から令和6年7月31日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。

雑排水については、汚水、雑排水は発生しません。雨水は、自然浸透です。隣接農地の耕作者にも事業の説明を了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位 18 番と 19 番は関連がありますので一括審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第 3 号の 18・19

〇〇委員

それでは、順位 18 番と 19 番は関連がありますので一括してご説明いたします。本件は農地法第 5 条の規定による転用を伴う売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇県〇〇市株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇です。譲渡人は〇〇町〇〇〇〇外 1 名です。申請の地番、地積は、忍町 3 3 4 番 2、登記簿地目田、現況田、地積 3 4 3 m²外 1 筆合計地積 8 9 1 m²です。申請の用途は、太陽光発電施設用地です。申請地の場所は、国道 3 5 6 号線を東庄方面に向かい、かもめ大橋から 1.3 km 先の右側です。現地調査を行ったところ、現在は、耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく第 2 種農地と判断します。転用計画につきましては、太陽光発電パネル 1 4 4 枚・パワコン 1 台を設置する予定で、工期としては令和 6 年 2 月 20 日から令和 6 年 3 月 20 日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、汚水、雑排水は発生しません。雨水は、自然浸透です。隣接農地の耕作者にも事業の説明を了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支

障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位 20 番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第 3 号の 20

〇〇委員

それでは、順位 20 番についてご説明いたします。本件は農地法第 5 条の規定による転用を伴う売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇県〇〇市株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇です。譲渡人は〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は、忍町 1615 番 1、登記簿地目田、現況田、地積 707 m²外 1 筆合計地積 1,129 m²です。申請の用途は、太陽光発電施設用地です。申請地の場所は、順位 18 番・19 番の手前の農地で国道 356 号線を東庄方面に向かい、かもめ大橋から 1.3 km 位の右側です。現地調査を行ったところ、現在は、耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく第 2 種農地と判断します。転用計画につきましては、太陽光発電パネル 144 枚・パワコン 1 台を設置する予定で、工期としては令和 6 年 2 月 20 日から令和 6 年 3 月 20 日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、汚水、雑排水は発生しません。雨水は、自然浸透です。隣接農地はありませんので、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

	ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。 (なし)
議 長	ご意見等が無いようですので、採決いたします。 本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。 (挙手全員)
議 長	挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。 担当委員の説明が終わりました。 ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。 (なし)
議 長	ご意見等が無いようですので、採決いたします。 本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。 (挙手全員)
議 長	挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。 (〇〇委員退席) 議案第４号を議題といたします。事務局に朗読を願います。 (事務局朗読) 事務局の朗読が終わりました。本議案は、農用地利用集積計画について でありますので、順位１番から５番について一括審議いたします。事務局 に説明をお願いします。 議案第４号
事務局	それでは、農用地利用集積ですので、事務局より順位１番から５番につ きまして、ご説明申し上げます。今回、農業経営基盤強化促進事業による 利用権等の設定をしようとするものであります。 設定者は、〇〇町〇〇〇〇外６名。被設定者は、〇〇町〇〇〇〇外４名。 申請の地番・地積は、長塚町４丁目１００８番 登記簿地目田、現況田、 地積１，０２１㎡外田４筆 畑１９筆、合計地積１７，９９５．０５㎡で す。 その内容ですが、順位１番から２番は、新規に５年の賃借権を設定しよ うとするもので、田１、畑１１筆、合計地積が７，７７４㎡です。 順位３番は、継続して５年の賃借権を設定しようとするもので、畑３筆、 合計地積が３，２０５㎡です。

最後に順位4番から5番は、売買により所有権を移転しようとするもので、田4筆 畑5筆、合計地積が7, 016. 05㎡です。

以上順位1番から5番の権利を取得しようとする被設定者は農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に規定されている利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしており、また、関係書類も整備されています。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

(〇〇委員着席)

議 長

議案書の8ページから11ページに届出事項がございますので、ご覧ください。届出事項に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

以上で、予定した議事が全て終了しました。これをもちまして、令和5年度第11回銚子市農業委員会総会を閉会いたします。

本日は、ご苦勞様でした。

————— 午後4時15分閉会 —————

銚子市農業委員会会議規則第13条により署名する。

議 長

署名委員

署名委員

|